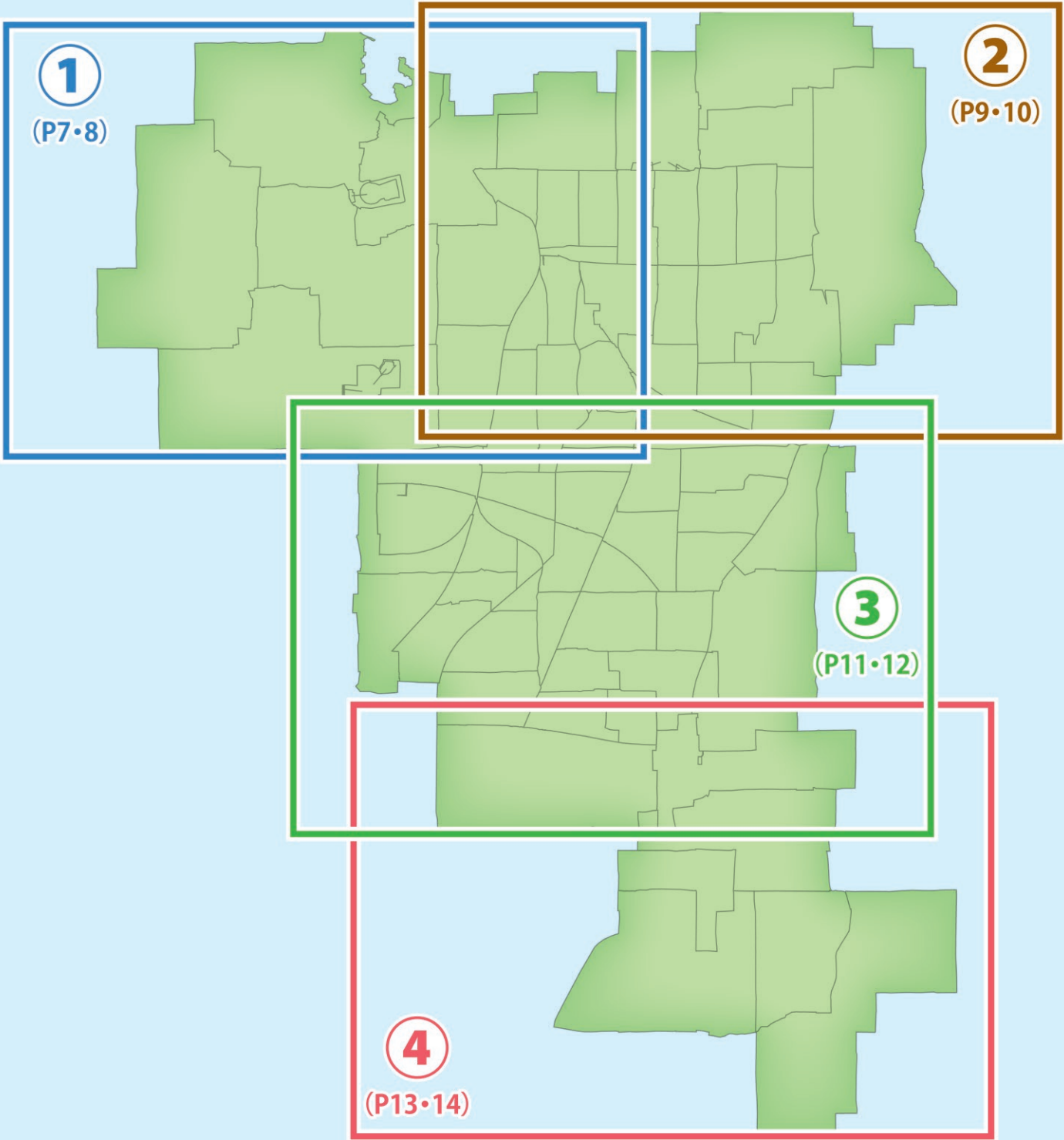


洪水ハザードマップ

- この洪水ハザードマップは大雨によって市内及び周辺の主要な河川（高田川、葛下川、葛城川、曾我川）の堤防が決壊したり、河川の水が堤防を越えたりした場合に想定される浸水範囲、浸水深などを示した地図です。
- 計画規模降雨（P7～14）と想定最大規模降雨（P15・16）の2種類の浸水想定区域図（平成31年3月26日奈良県告示）に基づいて作成しています。
- このマップを利用して、日頃から洪水に対して備え、洪水時の安全な避難行動に役立てましょう。

洪水ハザードマップ（計画規模降雨）索引図



洪水時に使用できる指定緊急避難場所、指定避難所一覧

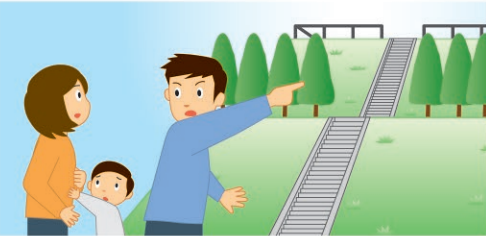
| No. | 施設名              | 所在地        | 電話番号         | 指定緊急避難場所 | 指定避難所 |
|-----|------------------|------------|--------------|----------|-------|
| 1   | 総合福祉会館（ゆうゆうセンター） | 大字池田418-1  | 0745-23-0789 | ○        | ○     |
| 2   | 武道館              | 幸町11-14    | 0745-23-6100 | ○        | ○     |
| 3   | 葛城コミュニティセンター     | 大字曾大根783-1 | 0745-23-8001 | ○        | ○     |
| 4   | 片塩小学校            | 旭北町2-1     | 0745-22-0151 | ○        |       |
| 5   | 高田小学校            | 大中東町5-15   | 0745-22-0251 | ○        |       |
| 6   | 土庫小学校            | 土庫3-2-61   | 0745-22-0351 | ○        |       |
| 7   | 浮孔小学校            | 中三倉堂2-5-43 | 0745-22-0451 | ○        |       |
| 8   | 磐園小学校            | 大字有井1      | 0745-22-0551 | ○        |       |
| 9   | 陵西小学校            | 大字池田3      | 0745-22-0651 | ○        | ○     |
| 10  | 菅原小学校            | 大字根成柿436   | 0745-22-0751 | ○        |       |
| 11  | 浮孔西小学校           | 曾大根1-5-1   | 0745-53-0313 | ○        |       |
| 12  | 高田中学校            | 大中東町5-48   | 0745-22-0851 | ○        |       |
| 13  | 片塩中学校            | 中三倉堂2-9-28 | 0745-22-0951 | ○        |       |
| 14  | 高田西中学校           | 大字池田330    | 0745-22-7851 | ○        | ○     |
| 15  | 市立高田商業高等学校       | 材木町8-3     | 0745-22-2251 | ○        |       |
| 16  | 【使用不可】県立高田高等学校   | 磯野東町6-6    | 0745-22-0123 |          |       |
| 17  | 文化会館（さざんかホール）    | 本郷町6-36    | 0745-53-8200 | ○        | ○     |
| 18  | 総合公園コミュニティプール    | 大字西坊城414   | 0745-52-4700 | ○        |       |
| 19  | 【使用不可】菅原公民館      | 大字吉井77-1   | 0745-23-3561 |          |       |
| 20  | 勤労青少年ホーム         | 大字野口20-1   | 0745-22-6045 | ○        | ○     |

※浸水想定区域の見直しにより、「16.県立高田高等学校」、「19.菅原公民館」は洪水時の指定緊急避難場所及び指定避難所ではなくなりました。  
※各避難施設は、災害発生の可能性及び災害発生時の状況に応じて、○の施設の中から、適宜に開設します。実際の開設状況は、市のホームページ等により確認してください。

指定緊急避難場所

緊急時に一時的に避難する場所

災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、速やかにその危険から逃れ自らの生命を守るために、一時緊急的に避難する場所として、災害の種別ごとに市が指定する施設です。



指定避難所

一定期間滞在できる場所

災害時、避難した方が災害の危険性がなくなるまでの間に滞在し、または災害による被害で家に戻れなくなった方が一定期間その生活のために滞在する、市が指定する施設です。

避難施設3つのマナー ※感染症対策にも十分注意しましょう

ゆずりあい

避難施設はみんなで使うところです。限られたスペースしかありません。トイレの順番などできるだけゆずり合いましょう。

おもいやり

避難施設では大きな声を出したり、走り回ったりすると、まわりの人たちの迷惑になります。お互いにおもいやりの気持ちで、過ごしましょう。

たすけあい

ケガをしている人や体の不自由な人、また、病気の人なども避難施設には集まります。みんなが少しでも快適に過ごせるように助け合いましょう。